

案

令和6年 月 日

長野市社会福祉審議会
委員長 様

同 老人福祉専門分科会
会長 山岸 明浩

老人憩の家の利用者負担の見直しについて

老人憩の家の利用者負担の見直しについては、令和2年度の社会福祉審議会答申において、利用料の値上げと併せ、「3年後に改めて見直しの検討を行うこと」、「障害者及びその介助者の利用料金について、障害者等の意見を十分に聴取した上で、有料化も含めた検討を行うこと」との付帯意見があり、このことに基づいて、令和5年5月30日に市からの諮問を受け、当分科会で審議をいたしました。

令和5年度中の審議では、近年の物価高騰が運営経費の増大を招いていると同時に、利用者である高齢者や障害者の生活を圧迫していること、公共施設として受益者負担の公平性の確保に努めることと併せ、施設の設置目的からはコロナ禍によって減少した高齢者等の外出機会を回復させることも重要であること、利用者負担の見直し額の根拠とする近年の「利用者一人あたりの入浴コスト」については、新型コロナウイルスによる利用者減の影響が非常に大きいこと、などの状況から、利用料の値上げと据え置きの方の意見があり、本年度への継続審議としました。

高齢者を取り巻く社会情勢としては、物価の高騰に対して年金支給額の増加幅は小さく、高齢者の経済状況は厳しさを増しているものと推察されます。またコロナ禍を経て高齢者の人付き合いの状況は悪化しており、交流の機会の増進が必要となっています。老人憩の家の利用者数についても、コロナ禍に大きく減少し、未だコロナ禍前の水準に回復していません。憩の家の利用者一人あたりコストの上昇については、物価高騰の影響もあるものの、利用者の減少が主要因となっています。

こうした状況において、利用料の値上げを行うことは、施設を利用しようとする意欲を減少させ、高齢者の外出や交流の機会をさらに減退させる可能性があります。老人憩の家は、市内各所から利用者が訪れる福祉施設であり、その設置目的が、高齢者の相互交流や心身の健康の増進等にあることを鑑み、現時点では、利用者数の回復を優先することが適当であると考えます。

しかしながら、公平性の面からは適正な受益者負担を求めることも重要な視点であり、コストや利用者数の推移、また他の公共施設の利用料の見直し状況等も踏まえて、改めて見直しを行う必要性があると考えます。

以上を踏まえて、当分科会の意見を下記のとおり報告します。

記

- 1 老人憩の家の利用者負担については、一般利用者及び障害者、介護者を含めて、現状のままとすることが適当である。

(付帯意見)

利用者負担については、障害者及び介護者の有料化を含め、利用状況や他の公共施設の状況を踏まえて、3年後に再度見直しを検討されたい。また、憩の家の周知・広報活動等により利用者の増加に努められたい。